

半田市起業・会社設立支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で起業し、会社を設立する者に対し、起業・会社設立までに要する費用の一部を補助することにより、地域経済の活性化と雇用創出を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金の対象者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内で起業し、市内に事業所又は店舗（以下「会社」という。）を設立する者であること。
- (2) 設立しようとする会社の業種が建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業又はサービス業であること（金融業及び風俗関連業、射倖的娯楽業等サービス業の一部は除く。）。
- (3) 非営利団体でないこと。
- (4) 半田市暴力団排除条例（平成23年半田市条例第19号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 1名以上を新たに雇用すること（本制度を利用して設立する会社の代表者及び役員の子親等以内の親族を除く。）。
- (6) 会社の代表者に係る市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納がないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、会社設立までに要した費用の50パーセント以内、20万円を限度とし、予算の範囲内で決定するものとする。この場合において、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の会社設立までに要した費用は、次のものをいう。

- (1) 定款認証に必要な費用
- (2) 登記申請時に必要な費用
- (3) 印鑑証明書及び商業登記簿謄本取得費用
- (4) 会社設立に係る司法書士等の報酬費用等

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、会社設立登記完了後30日以内に、半田市起業・会社設立支援補助金交付申請書（様式第1）に必要書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(補助金の決定及び交付)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、要件に適合していると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、半田市起業・会社設立支援補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定通知後、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(実績報告書)

第6条 補助金の交付を受けた者は、毎年4月30日までに前年度の事業実績について半田市起業・会社設立支援補助金実績報告書（様式第3）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、3年間行うものとする。

(遵守事項)

第7条 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 本制度を利用して設立した会社について、当該会社の登記の日から2年以上本市において継続して運営すること。

(2) 第2条第5号の規定による雇用者について、当該雇用者を雇い入れた日から2年以上継続して雇用すること。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項の記載があったとき。

(2) この要綱又は市長の指示に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適切であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を返還させることを決定したときは、半田市起業・会社設立支援補助金返還命令書（様式第4）により通知するものとする。

3 前項の命令書を受けた者は、市長が定める返還期限までに補助金を返還しなければならない。

(加算金及び遅延利息)

第9条 補助金の全部又は一部を返還させる決定を受けた者は、当該決定に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既返還額を控除した額）につ

き、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金の全部又は一部を返還させる決定を受けた者が納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を加算して納付しなければならない。
- 3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の半田市起業・会社設立支援補助金交付要綱の規定は、この要綱施行の日以後に認定を受けたものについて適用し、同日前に認定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

様式第2（第5条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

半田市長

印

半田市起業・会社設立支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった半田市起業・会社設立支援補助金につきまして、下記のとおり交付することを決定します。

記

1. 半田市起業・会社設立支援補助金交付額

金 _____ 円

様式第3（第6条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

郵便番号
住所（営業場所）
法人名
代表者（氏名）

年度半田市起業・会社設立支援補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のありました半田市起業・会社
設立支援補助金の事業実績について、関係書類を添付して報告します。

添付書類

- 1 営業実態を証明する書類（試算表、決算書等）
- 2 雇用人数、雇用実績を証明する書類
- 3 その他指示された書類

様式第4（第8条関係）

半田市起業・会社設立支援補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

半田市長 印

半田市起業・会社設立支援補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金を返還してください。

記

返 還 額	円
返 還 期 限	年 月 日
返 還 の 理 由	

様式第1別紙

誓約書

年 月 日

半田市長 殿

郵便番号
住所（営業場所）
法人名
代表者（氏名）

このたび、半田市起業・会社設立支援補助金交付要綱に基づいて、補助金の交付を受けるにあたりまして、下記の事項を遵守・履行することを誓約いたします。

記

1. 要綱第2条に規定する要件を全て満たしています。
2. 要綱第6条第1項における実績報告書について、提出期限までに速やかに提出します。
3. 要綱第7条に掲げる事項を遵守します。
4. その他、提出した書類等に変更が生じた際には、速やかに報告します。
5. 要綱に違反した際は、補助金を返還します。